



富士吉田市 子育て応援医療費助成事業



防衛省（調整交付金事業）の
補助金が充てられています

【対象者】

富士吉田市に住所があり、次に該当する0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの
お子さんの保護者のかたが対象となります。

《該当するお子さん》

- 1) 国民健康保険または各社会保険等に加入している方
- 2) 婚姻していない方
- 3) 就労により保護者等の扶養から外れていない方

《他に医療制度等を受給している場合》

次に該当する医療制度等を受給している方は、各制度が優先されます。

- 1) 生活保護による保護を受けている方
- 2) 児童福祉施設等に入所されている方
- 3) 重度心身障害者医療費を受けている方
- 4) ひとり親家庭等医療費を受けている方

富士吉田市 子育て応援医療費助成金受給資格者証	
公費負担者番号	
受給者番号	
被保険者等記号・番号	
保険種別	
保険者番号	
保護者	住所
者	氏名
子ども	氏名
生年月日	年 月 日生
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
通院	年 月 日から 年 月 日まで
入院	年 月 日から 年 月 日まで
富士吉田市長	
交付年月日	年 月 日



【助成の対象となる医療費】

入院及び通院の**保険診療一部負担金（自己負担分）**を助成します。

医科 (入・通院)	歯科 (入・通院)	調剤	接骨院	はり、灸 マッサージ	補装具	治療用眼鏡 (弱視・斜視)
○	○	○	○	○	○	○

※9歳未満が対象

ただし、次の給付等がある場合には、その額を対象経費から控除します。

- 1) 国、県、市が負担して医療を給付するもの（育成医療、未熟児養育医療、小児慢性特定疾患治療など）
- 2) 各種健康保険の保険者等が負担するもの（各種附加給付、高額療養制度にかかるものなど）

※接骨院は窓口で一旦医療費を支払う施術所もあります。（その場合は裏面を参照）

【助成の対象とならない医療費】

- 1) 各種健康保険の適用とならないもの

非紹介患者 初診加算料	診断書料	予防接種代	薬の容器代	入院時の食事 療養費標準負担額	差額ベッド代 (個室代)
×	×	×	×	×	×

- 2) 交通事故などの第三者行為による診療

- 3) 園や学校の管理下でのケガ等で、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度対象の場合

★★独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の適用について★★

園や学校でのケガ等で、初診から治癒までの医療保険の対象となる医療費の自己負担分3割の合計が1,500円以上のもの（就学前は2割の合計が1,000円以上）については、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の対象となります。医療費総額の4割が給付金として支払われますので、医療費の自己負担分を医療機関にて自費で支払っていただき、子どもが通園・通学している園・学校へ「日本スポーツ振興センター災害共済給付金の申請」をしてください。

（対象外の園・学校もありますので、まずは園・学校にお問合せください。）

園や学校内
のケガの場合、
一旦、窓口で
お支払い
ください！

【助成の方法① 窓口で医療費を支払わない場合（現物給付）】

山梨県内の医療機関受診の場合（一部対象外の医療機関あり）、
健康保険証と子育て応援医療費助成金受給資格者証（ピンク色の証）の
両方を医療機関窓口に提示することにより、自己負担なしで受診できます。
※受給者証の提示がない場合、受給者証の内容に相違がある場合には、
窓口無料にはなりません。

県内は、
受給者証の提示で、
窓口無料!!
受診の度に必ず
提示しましょう

【助成の方法② 窓口で医療費を支払う場合（償還払い）】

- 1) 山梨県内の医療機関等の窓口で『子育て応援医療費助成金受給資格者証』を提示しない場合
- 2) 山梨県内の医療機関で、現物給付対象外の医療機関等で受診した場合
- 3) 山梨県外の医療機関受診の場合
- 4) 補装具・治療用眼鏡等の場合
- 5) 一部の国民健康保険組合に加入されている場合
(山梨県医師国保、全国歯科医師国保、全国土木建築国保、中央建設国保を除く)

一旦支払った場合、
受診日の翌月から
申請を受付！

医療費の自己負担分を医療機関の窓口でお支払いください。その後下記の方法で申請をしてください。

★ ★ ★ 医療費の申請方法 ★ ★ ★

【申請期間】受診日の翌月以降～2年間（例：R4.4月受診分は、R4.5月～R6.4月末までが申請期間です）

- 【持ち物】
・子育て応援医療費助成金支給申請書（子育て支援課窓口にあります）
・領収証（原本、コピー不可） ホームページからダウンロードもできます
・健康保険証
・子育て応援医療費助成金受給資格者証（ピンク色の証）
・保護者名義の通帳（既に登録してある口座以外に振り込む場合）



【申請場所】子育て支援課（子育て支援センター1階）

【助成金の支払】申請書を受付後、内容を審査し、申請の翌月に指定口座に振り込みます

【注意事項】申請書は、子ども一人につき「月ごと、医療機関ごと、通院、入院ごと」に記入してください。

【届け出が必要な場合】

- 1) 健康保険証が変わった時
- 2) 氏名、住所等が変わった時
- 3) 振り込み口座を変更したい時
- 4) 転出する時
- 5) 受給者証を紛失、破損した時



保険証が変更になった時、
必ず届出!!
受給者証の内容が違うと、
窓口無料にはなりません
一旦お支払いください

【富士吉田市からのお願い】

- 1) ジェネリック医薬品を活用しましょう
- 2) 適正受診にご協力お願いします

～小児救急医療電話相談#8000～夜間や休日、急な子どもの発熱や病気に困った時、#8000を活用しましょう

【利用時間】平 日：午後7時～翌朝7時 土曜日：午後3時～翌朝7時 休 日：午前9時～翌朝7時

【電話番号】携帯電話、短縮ダイヤル → #8000 ダイヤル回線 → 055-226-3369

【相談内容】子どもの急な病気（発熱、下痢、ひきつけなど）に関する相談を看護師が対応します

※電話が混み合いますので、慢性疾患や育児相談など、急を要しない相談はご遠慮ください

【問合せ】